

◎ 返戻金制度に関するご説明 ◎

当所では、「返戻金制度」を設けております。

返戻金制度とは、当所のご紹介により採用された方が、入社後一定期間内にご本人の都合等により退社された場合に当所が受領した紹介手数料を求人者様に返戻する制度です。

当社の返戻金制度の詳細は、下記のとおりです。

記

☆入社後 1 ヶ月以内に退社・・・紹介手数料の30%

☆入社後 2 ヶ月以内に退社・・・紹介手数料の20%

☆入社後 3 ヶ月以内に退社・・・紹介手数料の10%

当所がご紹介した求職者がご紹介先の求人事業所に雇用された後、その方の自己の都合又はご本人の責めに基づく解雇により3 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合には、当所が受領した紹介手数料を上記のとおり返戻いたします。

なお、返戻金は当該退職日の属する月の翌月末日までに当該求人事業所にお支払いいたします。

※就職された方に対する求人事業所側の労働条件が、労働条件明示書と著しく異なることにより退社した場合や求人事業所の都合により退社（解雇）した場合はこの限りではありませんので、ご了承ください。

事業所名：特定非営利活動法人チャイルドケアセンター

許可番号：40-ユ-300942